

●前号の補足説明と訂正

前号(2020年4月号)掲載の「抗凝固薬を処方されていた患者に内視鏡的粘膜切除術実施に際し、術前休薬期間を1週間としたため脳梗塞で死亡したとして損害賠償を求めた事例」(東京地裁令和元年9月12日判決)のコメント及びサマリーは、原告側代理人弁護士により執筆いただいたものとなります。また、8頁に「控訴審の和解条項で公外禁止条項が結ばれている」とありますが、和解調書には公(口)外禁止条項の記載はございませんでした。訂正してお詫びいたします。